戦後教育政策思想への一考察

――「日経連タイムス」教育関係「主張」の分析――

小沢 有作·阿部 俊美 石川 晶子·服部 和子

はじめに

「講和」条約締結以降、日本の教育政策の動向にもっともおおきな影響力をもってきたのは、「経団連」や「日経連」に組織されたところの独占資本である。戦前の教育にしめた「天皇」の位置をいまかれらがしめている、といっても過言ではないであろう。それは、たとえばこんにち、経団連および日経連の提起している教育改革構想案が、中教審のだした初等・中等・高等教育改革の基本構想案と、細部にいたるまで照応しあっている。つまり生かされていることからも、容易に推定することができよう。

われわれは、経営者の組織体である4団体(経団連、経済同友会、日経連、商工会議所)の組織名による教育提言をもって独占資本の公式な教育見解とおさえるわけであるが、そのようなものとしてこれまでに18種の提言が公表されている。これらの提言の基調は「産学協同」(=産主学従)の路線のもとに教育の制度と内容をくみかえていこう、ということにある。いいかえれば、憲法・教育基本法の原則による教育の制度と内容の創造を否定し、おしつぶすあからさまな意図の実現につとめるものであった。

独占資本の教育にむけての発言をささえるものは、「現行の学校制度が社会の要請に応じえなかった」(『技術系学生の増員を急げ』35.10.27)という状況

認識と、「学校は産業界技術者の供給源」(同上)という確信であり、そのうらづけとして、社会の指導者は企業経営者であるという自信があった。

このような自信や確信は、経済の高度成長政策にともなって強化され、現実の教育体系の改編として具体化していったのである。

われわれは、おおよそこのような問題意識をもって、日経連の機関紙である「日経連タイムス」をとりあげ、10年間にわたるその教育関係の「主張」を年代にそって分析することにした。これをとりあげたのは、日経連じたいが、独占資本の労務担当の団体といっていいもので、したがって教育問題にもっとも敏感に反応し関心をはらう団体であるということ、そしてその関心の内容が週刊の機関紙をとおして発表されるから、結論だけをのべる諸提言とちがってそれにいたる経過がよくわかるということ、つまり、この場面でみることが独占資本の教育政策要求をもっとも具体的につかみうる、というふうに考えたからである。

なお、資料の引用は、とくにことわっていないかぎり、「日経連タイムス」の「主張」からであり(便宜上「主張」を「社説」として本文中では記した)引用末尾の数字は「主張」の掲載(昭和)年月日である。

(1) 技術教育再編の要望

一中級技術者養成=5年制高専実現の要望一

1952年10月,日経連の名で「新教育制度の再検討に関する要望」書が文相に提出された。これは、日本の独占資本が戦後はじめて公式に教育政策に注文をつけた事実として、象徴的な意味をふくむものである。これ以降、みずからの経済力の強化と政治支配力の拡大につれて、教育政策への発言をつよめ、60年代にははっきりと「企業家」の教育支配の姿を形づくっていく。

「要望」書の内容は「産業教育の充実、画一的教育制度の廃止、人間教育面の強化」の3点にしぼられる。ここには、「講和条約」成立によってはやくも

「占領教育」の是正をもとめ、国民教育の主人公の位置をねらう姿があらわれていると同時に、この政治への力をつかって、おりからの朝鮮戦争特需によって復興の基礎をきづいた日本経済の資本主義的発展のために教育を従属させていこうとする欲求がうかがえたのである。

戦後の教育改革は、アメリカ支配のもとでの軍国主義・国粋主義教育の克服を主な課題としていたから、「民主社会」への適応を主眼とする教養の内容の変更をはかってきていた。また、経済再建の方向が混迷していたこともあって、そこには、技術教育、職業教育の軽視がきわだっていた。朝鮮特需にひきつづく経済の資本主義的成長にとって、この事態はおおきなネックとして、「企業家」の目にうつることになった。形成されつつある独占資本が技術教育の再編・充実に1950年代の教育支配の焦点をおいたことは、必然の成行であっ

1950年代には、鉄鋼、機械、石油化学などに対する資本と労働力の集中的投下、欧米からの大量の技術導入による急激な技術革新、生産性向上運動へのとりくみなどによって、全産業構造に急激な変化が生じてきたので、これに即応するため、独占資本は体系的な科学技術政策と高度の労働能力を計画的に確保する労働力養成計画樹立の必要にせまられた。そしてまず、技術教育充実の要求を教育政策にもとめた。その切迫感は、下記のような「意見」書が3本つづけてだされたことのうちにもうかがえる。

日経連「当面教育制度改善に関する意見」(29.12.23)

たといえよう。

日経連「新時代の要請に対応する技術教育についての意見」(31.11.8)

日経連教育技術委員会「科学技術教育振興に関する意見」(32.12.26)

これらの「意見」書に共通してみられる点は、技術革新に対応する技術者・ 技能者を義務教育から高校・大学にわたって、系統的・計画的に養成せよ、と いうことであった。そのため、学校教育における理科教育と職業教育の推進、 企業内職業訓練制度と定時制高校の連携、工業高校と理工系大学の拡充・充実 さらに専科大学設置などを具体的に要望している。このような要請をうけて、 文部省は、上級技術者要員としての理工系学生増員(昭和32年~35年8,000人、 昭和36~39年20,000人)、下級技術者要員としての工業高校生の増員(昭和32年~35年10,000人)、臨時工業教員養成所設置(国立9大学、昭和36年5月より)、中学校・高校の理科教育設備の改善を計画し、実現していった。

このような技術教育拡充の過程で、とりわけ問題として強調されてきたのが、中堅技術者養成の問題であった。すでに54年および56年の日経連「意見」書でも、短期大学と高校をむすびつけた5年制専門大学設置の要請がだされているのであるが、58・59年頃になると、それは企業のさしせまった、つよい現実的な要求としていわれるようになった。日経連によると、「企業体の人的構成はピラミッド型をなすのが最も正常な形」(『専科大学制度の実現を』34.2.19)であり、技術者についても、「初級技術者が3」「中級技術者が2」「上級技術者が1」(34.2.19付社説)という割合からなるピラミッド型構成がのぞましいのに、技術教育制度はそうはなっていないから、これを是正せよ、ということである。

すなわち,① 初級技術者養成機関としての工業高校,上級技術者養成機関としての大学理工系に比べて,短大は「専門職業教育を目的とする制度であるが,2年の修業年限では基礎教養も不充分なら専門知識も不足であり……中途半端」(34.2.19付社説)で中級技術者養成機関たりえない。② 大学理工科学生の増員,工業高校生増員が計画され進められているのに「短期大学だけが依然として元のままとなって,歯の抜けた状態」(『技術系学生の増員を急げ』35.10.27)であり,中級技術者養成機関の「ブランクを埋める」(35.10.27付社説)必要がある。こうした2つの理由から,短期大学のうち「理工系のものだけ」(『専科大学法を制定せよ』35.3.17)をとりだして高校の課程と合わせ,終業年限を5年とする専門大学に改めることを教育政策にもとめてきたのである。

このような資本の要求を中央教育審議会の答申を媒介にして受けとめた文部省は、1953年、「学校教育法の一部を改正する法案」(いわゆる専科大学法案)を国会に提出した。しかし、この法案は、中級技術者養成のための専門教育機関を作ることと同時に、既設の短期大学は一定の期限まで存続を許すが(のちに当分の間とかわる)、専科大学発足後は新設を認めないという内容を含んでいたため、私立短期大学関係者からの強い反対をうけ、58年、59年とみたび国会に提出したものの、ついに審議未了となってしまった。

そうした状況にたいし、日経連技術教育委員会は60年12月に「専科大学制度 創設に対する要望・意見」を発表して、その推進をせまった。また、「日経連 タイムス」も『専科大学法を制定せよ』(35.3.17)『技術系学生の増員を急げ』 (35.10.27)という「社説」をかかげ、前述の2点に、「専科大学の卒業生は、 品目の専門化した中小企業には好適である」(35.10.27付社説)といった中小企 業における技術者不足を補う意味をつけ加え、専科大学の実現にむけて圧力を かけている。

他方、必要にせまられて、企業みずからが中堅技術者を育成する動きが目立ってきた。日立製作所や日本鉄鋼連盟が60年度から工業高校卒業程度の従業員を1年間教育する企業内工業専門学校を計画・実施したのは、その典型である。日経連はこれを「教育は知識技能の習得ばかりではなく人格の育成にある……もちろん、技術者の充足を学校だけに頼りきれず、発足難の専科大学にシビレをきらしたからであるが、ただ技術者だけが狙いではない。学校教育に欠けているものを企業が自から作ろうとしているものである。」(『産業界の学校を認識せよ』36.2.9)といって評価したが、文中にみられるように、安保闘争のもりあがりをみて、中堅技術者養成において、技術修得と同時に非政治化の扶植をめざすことを緊要なこととした。この方針は、高専設立以降の学校運営において、政治・社会教育の軽視や自治会の抑圧としてあらわれていく。

結局, 文部省は, 短期大学制度を現行のままにしておいて, 中級技術者養成のための独自の学校制度を設ける方向にむかい, 61年, 「高等専門学校」制度

を創設する「学校教育法の一部を改正する法案」(いわゆる高専法)を国会に提出、同年6月公布、施行した。このことは、戦後の単線型学校制度の一角がくずされ、複線型学校制度の再編へむから一歩がしるされたことを意味する。日経連は、専科大学法案の変形である高専法案を歓迎して、『5年制高専新設に英断を』(36.12.21) という「社説」をだし、政府の高専設置とその予算を「思い切った」施策であると賞讃し、わが意成れりと表明した。

こうして、1962年度から、一般教育は高校なみ、専門教育は大学なみという教育内容をもった全寮制の高等専門学校が創設されはじめた(国立12校を含む19校)。65年度には志願者が定員に満たず問題化したが、そのごは志願者もふえ、66年度に、国立43校、公立4校、私立7校、計54校と増設され、翌67年3月1,600余名の卒業者を出すにいたった。日経連は、さらに『工業高専の継続的拡充を図れ』(41.9.8「主張」)とこの動向をはげまして、卒業予定者の4.1倍の求人があることを指摘しながら、高専の新設・整備・学科のいっそうの増設を主張している。69年度には、国立49校、公立4校、私立7校の計60校(うち工業高専55校、商船工専5校(「文部統計要覧」昭和45年度版)とふえ、高専のない県は山梨、滋賀、佐賀、熊本の4県のみとなり、在学生徒数は41,637名(69.5.1 現在)を数えている。50年代における技術革新、高度工業化の動勢は、独占資本をして技術教育の拡充と中堅技術者養成を教育の場に要求せしめた。それが60年代において、大学の理工系の大拡充と高専の創設となって実現してきたのだ、とみることができる。

(2) 「教育の本分」論の展開

一教師と学生の政治的自覚への攻撃一

教育の作用には、おおきくわけて、学力をつけることと思想・資質を方向づけることとがあるが、日経連の教育にたいする支配要求もこれに応じて2つにわけてとらえることができる。資本主義経済発展のための学力への要求が、と

りわけ技術的能力のピラミッド型構成をめざしながら、教育にもとめられてきた一経過は、前節でふれたとおりである。それと同時に他方で、資本主義体制と「自由国家」への批判と抵抗をおさえ、これを支持する思想にかえるように注文つけることも、日経連はしつように試みてきている。それはまず「日教組批判」としてあらわれ、ついで「安保闘争批判」として展開された。この60年前後の時期に集中的にみられた日経連の教育の見解は、「秩序」の枠内にとどまる教師のありかたを強調して、教育を人民の民主主義の運動から切断しようとする露骨な意図を特徴としていた。

「日経連タイムス」を通覧すると、労働組合を個別にとりあげることがすくないなかで、「日教組」だけをとりだして批判を加えている論説が目につく。それも勤務評定反対闘争、学力テスト反対闘争、ベトナム反戦闘争など、教育の民主主義をまもる運動がたかまった時にだされている。その論理をひとことで表現するならば、教育労働者であることを否定して「聖職者」意識をもった専門家に教師がかわることを強制することにある。教師がかわれば子どももかわるという教育的真実を利用して、教師を労働者から聖職者にかえることによって青少年の思想を独占資本のまったき影響下におこうというのである。そのためにはなによりも日教組をたたくことが不可欠だとみている。その主張をもうすこし具体的にみていこう。

「社説」は第一に教育が違法と暴力が幅をきかす場になっており、その責任は日教組にあると断じている。日教組は「『合法、不合法は、彼我の力関係によってきまる(日教組運動方針)』という彼らなりの哲学(?)」のもとに、「スト、サボ、座り込み、集団威圧などの違法行為」をつみあげることによって、「公然と暴力をもって法に挑戦」し、新教育課程の実施に対しては、「児童、生徒に、何を、どのように教授するのかという高度の教育問題をさえ、日教組は暴力によって解決しようとして」いる。「上の行なうこと下これをならう」という言葉どうり「学園の暴力事件の背後には日教組の暴力闘争が大きく作用

していることは疑いもない」のであって、「日本の青少年は、日教組の『暴力の教訓』にさらされ、おまけにそれを『勇気』と信じ込むことさえも強要されている」(『学園の暴力化と日教組』34.8.6)

第2に、このような反秩序の思想と行動がおこるのも、教育の「実権」が国家にあるのに国民にあると日教組が思いちがいしているからで「筋目」をただすべきだと主張している。「わが国学校教育の実権者は『文教行政の総括的責任者』である文部大臣でもなく、教育機関の設置、管理および廃止や教職員の任免を始め、法律によって広く教育上の実権を保障されている教育委員会でもなく、実は実権者たる教育委員会の雇人である教職員の任意団体にすぎない日教組である観」があり、「この実権?」は、学校教育をもって左翼革命の戦士を育成する場とする傾向を多分にもつ」(『日教組の態度に反省を促す』37.10.25)というのである。

こうして、「日本の教育を日教組にまかせておいたなら、ついには日本の教育の破滅を招く」(『学園の暴力化と日教組』34.8.6)という判断をくだすわけだから、そのつぎにくるものは日教組とその教師に変質―非政治化をせまることである。「学校教育の主目的の一つは、学窓を巣立ったとき、政治や社会のあり方につき、各人が社会の実情に即して、自己の判断において自主的に悔いなく自己の向うべき方向を選択できるだけの素地をつくることにある」(37.10.25付社説)のであるから、「授業は1時間でも放棄さるべきではない、また子どもたちに最も強い影響力をもつ教師たちが、最も避けなければならないスト的行動を、身をもって進んで示すことははなはだ好ましくない。ましてや、子どもたちにたいし、成人後の政治路線を自由に、悔いなく選択できる良識と分別をしつけるべき教師が、特定の政治路線に立つ、法を越えた政治スト的行為を見せることは、子どもたちへの罪悪」(『日教組半日ストへの疑問』40.10.7)であるとする。青少年の「成人後の政治路線の選択」は、企業側の裁量範囲にゆだねよ、という論説である。

このような日教組論のなかには、教育の非政治化をとおして、資本が青少年、国民の思想の主宰者に成りあがろうとする欲望があからさまに観取されるのである。その主張は、教職の脱政治的専門職論という形をとって、現在の中教審答申のなかに生かされている、というべきである。

ところで、こうした日教組批判の底にながれる日経連の教育観は、古めかしい「教育の本分」論であるように思える。教師と生徒、学生はその「分」をまもって、資本主義の経済と政治に批判の目をひらかず、ただ与えられる徳目と期待される学力を身につけるよう「学園内」的努力に集中すればよい、ということである。だから、たとえば、1958年来の「特設道徳」の実施についても、「本分」論にもとづいて、「人間の土性骨をつくる道徳教育は義務教育9年間にミッチリやって頂きたいものである」(『ILOと年少者労働問題』35.5.26)といって文部省をはげますのである。そして、60年安保闘争にさいしては、このような「本分」論の延長として大学および学生運動を非難している。

安保闘争は国の独立と民主主義の存否を課題とするたたかいであった。60年の5月と6月の時期には、ほとんどの大学が休校状態になって、あげて反安保の運動に集中していた。国民の進路にかかわる根本問題であるから、学生がみずからの意見と行動を運動として表現するのは、必然の事柄である。これにたいして、「日経連タイムス」はつぎのような論理をたてて、学生運動を学園内に封じこめることを願った。

まず、「世界の事情にうとく、しかも青年特有の若さと純真さ、それに正義感を身につけた学生諸君が複雑な社会事情に直面した場合、そこにいろいろの不快や不満を感ずることは、われわれにはむろんわからないことではない」(『近ごろの学生運動に思う』35.1.21)といって、問題の本質を「安保」から「青年期の心理的特性」にそらしたうえで、つぎに「学生として社会問題に関心をもつことは自由であるが、それが行動として発露する場合には法治国家においては社会人として厳しい枠内において制約される」(『学生運動の行過ぎを

戒む』34.12.17)というふうに思想の自由と行動の制約とをわけて,運動の秩序内的性質を強調する。さらに思想の自由について,学生の社会的未成熟を理由にもちだして,学生の「本分」論をこのように説くのである。「学生の本分は,あくまでも学業に専念し,将来の社会人としての活躍の素地を養うことにある。自らが社会人としては,まだ未完成の人間一つまり社会人となるための修養の途上にあるのだということを,深く自覚することが大事であろう」(35.1.21付社説)と。

反安保の学生運動は「学生の本分」を逸脱したものだという論理は、それを「逸脱」させた責任を「安保」にではなくて大学教育にもとめる論法にすりかえさせる。「教育の本分」論が「教育の責任論」と表裏一体の関係をもつかぎり、政治の責任を教育の責任に転嫁してこれを追求するにいたることは、この意味で当然のことであった。

「日経連タイムス」の社説は大学教師にほこ先をむけて、何よりもその「階級性」を論難して、ここに責任を転嫁している。「『文化人』の中の『文化人』と自他ともに認める全国国公私立の大学教授達が『岸内閣総辞職・国会解散・新安保条約採決不承認』を声明してデモ行進を行ない、あげくのはては首相官邸に座り込むという従来にない激しい政治運動をやってのけたことは、まことに奇異にみちた注目される事件であった」(『大学教授の安保反対に思う』 35.6.2)。大学教師は「本来、政治の外に超然として、中立不偏の態度をとるべき」(35.6.2付社説)であり、「大学教授の社会活動については、やはり反省を要するものが少くないようである。総評お抱えの講師とか、日教組講師団の諸先生がそれである……中略……こういう種類の先生は学内学外を間はず観念のみ走って社会の実情にうといくせに階級闘争一点ばりで、学生だけでなく労組員に階級主義を説いて害毒を流している」したがって、学生の人格形成に責任をもつ教師は、自分の「本分」をよくわきまえ、「冷戦の中での平和共存という事実をよく認識して、一体平和と民主主義は共産主義によって実現されるの

か、自由民主主義によって達成できるか、このことをよく見究めて、学生の軽挙盲動を戒め、その社会活動が教育者としての誇りと責任に違背しないようにしてほしい」(『混乱期と大学教授のあり方』35.6.23)とするのである。

以上のような「日教組批判および大学批判」をみて、われわれは**60年**前後の時期から独占資本が「教育の本分」論を展開して、教育の民主主義と敵対しはじめたことを知るのである。その「本文」論は、青少年がわるいのは教師がわるいからだとする「教師の責任」論を内包するものであった。こうした発想がのちの「教育改革」にまでつながっていくのは論をまたない。

(3) 青少年対策の発足

岸内閣退陣にまでおいこんだ安保闘争は政府、独占資本にショックをあたえた。わけても青少年の労働者、学生が主体的に参加した事実は、青年、学生に反安保、反自民党、反独占の思想がひろまっていることをしめして、独占資本にとって思想的に危機にあることを知らせた。このような一般的状況においてのみでなく、この項から青年労働者のしめる割合が職場で急増してきたから、それへの独自な思想対策も痛感された。

このような直接的契機にとどまらず、15年の戦後史の流れのより深いところで進行している個人主義的な生活意識をどう企業レベル、国家レベルに吸収・再組織していくかという問題もたちあらわれていた。資本主義経済への立ち直りのなかで「個人主義」にこもる傾向が定着しつつあり、民主主義の流布のなかで「個人の権利」にこだわる状態が定着しつつあった。安保闘争の嵐がすぎさったあとでは、むしろこのようなアトム化した諸個人を国家と企業の側にひきよせることのほうが重要視されはじめてきた、ともいえるのであった。そこには、原料に乏しく、加工貿易を主力とする日本で、産業発展を担う重要な要素は労働力とその質であるから、労働者に国のため、企業繁栄のためという考えをもたせて、内発的に労働意欲を培うということの必要性も自覚されてい

た。

こうして、60年前半の時期には、国家への忠誠、ひいては企業への忠誠の心を育てるということが、重要な課題とみなされるようになった。それを達成することが「大国民としての発展性」(『「日の丸」を高く掲げよう』37.1.11)を保障することだと考えられた。日経連が愛国心の昂揚を唱え、ついで青少年対策の緊要性を説きはじめたのは、故なきことではない。必然的に「人づくり」論の熱心な推進者になっていくのである。

日経連は、危機感を共有する池田首相の「人づくり」論という「愛国心」論を「国旗掲揚運動」に集約させて、キャンペーンをはろうと試みた。それは旧世代独特の思考における短らく作用がなせるわざのようにもみえるが、そうさせるにたる危機意識が伏在していたのであった。それはつぎのような現状認識から伺うことができる。「敗戦による環境条件の急変と、最近の経済成長にともなって勤労青少年が急激に増大したこと、さらには民青同を中核とする思想攻勢など、日本における青少年問題は他国に見られない深刻な問題を提示しつつある」(『青少年を正しく育てよう』38.10.24)

企業じたいがこのような青少年問題に直面する事態におかれていると知ることによって、むしろ、池田の「人つくり」論に共鳴するだけでなく、それより先行するアドバルーンをあげてしまったのであった。池田の論旨は「民族と国土と文化を愛し、高い人格と識見をもち、国際的にも信頼と尊敬をかちうるに足る日本人」をつくる(1962.8.9施政方針演説)という抽象的なものであったが、それを日経連はつぎのように先行させたのである。「本当にいってみたい

ことは国旗を忘れた国民に象徴されている道徳の欠除ということである。国民 (ママ) はいま所徳倍増の政策の中で日に日に経済生活の向上を掴みつつある。しかし 経済生活の向上は物質偏重に陥って精神生活の大事な一面を忘れがちになる」 (37.1.11付社説)「国旗を忘れた国民の精神生活」の空白は、国旗によってう めることである。「国旗というものは、このように国家および国民の魂の表現 として理屈ぬきで愛され、親しまれ、尊重されるべきもの……日本の国家を代表する『日の丸』、われわれの魂の象徴である『日の丸』……『日の丸』を尊重することがすなわち、日本を愛することにも通じる……」(『国旗掲揚推進協の発足に思う』37.7.19)と。

このような国民精神の空白→日の丸掲揚→愛国心の醸成という文脈は、前田 専務理事の個性によって濃化された面もあったであるうが、「自由を尊重し て、権利意識が強い」(『新入社員を迎えるに当って』 38.3.21) 戦後的現実を 空洞化して、ナショナルなものを介して資本制への帰着意識を充溢させようと する独占資本の意識から発したものであるとみてよい。「日経連タイムス」は この時期に集中して以下のような社説をかかげている。

- ○「日の丸」を高く掲げよう 37.1.11
- ○国旗掲揚推進協の発足に思う 37.7.19
- ○五輪を機に「日の丸」掲揚を 39.10.8

しかしながら、上からの国旗掲揚運動、愛国心の醸成はおおくの国民、青少年の反発をかい、期待した成果をあげなかった。それで、「日の丸愛国心」の基調はたもちながらも、その重点を正面から権利意識の磨滅をはかることから、青少年の合理主義に着目してそれを経済主義の方向で活用する過程で権利意識の磨滅も実現していくことに、方向を移していった。日経連は戦後の青少年の特徴をこう位置づけた。「戦後の青少年の底に横たわる思想的な流れは、かっての戦前の青少年の抱いた人格とか個人の自覚とかの哲学的、思想的な裏付けを欠いた基本的人権意識と民主主義の皮相的理解であった」が、しかし他方では「古い世代に見られる封建的な身分意識や前近代的な人間関係と生活意識に対する批判的精神と豊かな人権的感覚が見られ、あらゆるものを合理的に割り切らんとする近代的な感覚が無意識の中にはぐくまれつつある」(38.10.24 付社説)から、このような「現実主義、合理主義的」な考え方にたった行動力をもつ若者の「近代感覚」は、「正しくコントロールされ、秩序化されるならば

経営活動のみならず、生活面においても合理化された近代資本主義の精神に通ずるものがある」(38.10.24付社説)。

このような青少年の近代的合理性を資本主義体制内にとりこめうるという着眼点をえて、ここに独占資本の青少年問題への危機的な関心が青少年対策の展開へと発展していったのである。その方向は、青少年にたいしては生活指導のとりくみということであり、内にむけては前近代的な非合理の要素をよわめてその合理性にこたえていくということであった。日経連はその具体的方策としてつぎの4点を提案している(『青少年対策を推進しよう』41.4.7)

- ① 世の大人や親が自らリーダーシップをとり、自らの姿勢を正すことによって青少年に範を示す。
- ② 極端な学歴偏重の風潮から受験戦争とまでいわれる誤ったつめこみ主義教育をやめる。
- ③ 人間形成途上にある青少年のために、せまい意味での教育訓練だけでなく、余暇管理や生活指導を含めた広い面からの施策が必要である。
- ④ 企業は実力主義を望み、向上心がきわめて強いという青少年の積極的な一面を十分うけ入れ満足させるだけの教育訓練を行ない、管理体制をひき、勤労青少年に明日への夢と希望を与えなければならない。

こうして、前田専務理事は日経連臨時総会(**63**年)の情勢報告のなかで青少年対策の緊急性を強調し、その全面的なとりくみを政府に要望するにいたったのである。

(4) 「教育改革」の原型

一後期中等教育改編の動向-

池田内閣は成立早々に所得倍増計画をかかげ、その一環として「人的能力の向上と科学技術の振興」をすすめる方針をうちだした(60年12月)。 それは経済審議会の意向を政策化したものであったが、63年には経済審議会みずから

「経済発展における人的能力開発の課題と対策」を発表した。この文章は独占資本の教育支配の戦略論を明らかにしたものである。人的能力開発の名のもとに経済に教育を従属させていくことが,60年代の独占資本と政府の基本的な教育政策とされるにいたった。60年代は教育における「企業支配」が公然と展開された時代であり,その蓄積が70年代の「教育改革」の時代となって「結実」していく,というふうにみることもできる。日経連は,独占資本の教育支配の戦術を担当する実動部隊として,個別的な「教育改革」をひとつまたひとつと収斂していく。こうした経済に従属する教育,あるいは労働力政策としての教育政策の当面する課題が,青年労働者問題とかかわらせて後期中等教育をどうかえていくかということにおかれたのである。

1960年度には、中学卒50万、高校卒40万という年少労働者の雇用がみられ、 さらにベビーブーム時の卒業生がつづき補充の見通しもついていたことから、 この段階では、年少労働者一下級技術者要員の不足は深刻な問題としてあらわ れていなかった。むしろ、その未熟練・未技能工労働力の質を改善していくこ とがさしせまった問題であった。

この時期,高校不進学の15才から17才の年少者は約300万人を数えたが,そのうち各種学校や公私立の職業訓練所に属するものは20%あまりにすぎない状態であり、したがって、「これら年少者に対する技能教育の拡充は当面政府の教育政策中重要な課題である」(『ILQと年少者労働問題』35.5.26)として、中学卒業者に対する技能教育の拡充が主張されていたのである。

このような観点にたちながらも、さしあたりは企業主導型の技能教育をおき、それに学校教育を従属させ補位させる構想をとった。この場合、定時制高校とのかかわりが直接の問題となる。企業は、青少年従業員が定時制高校に通学することは、職業能率、事業内訓練推進、健康の面から望ましいことと考えていなかった。そこから企業内職業訓練でおこなっている教科課程の一部を定時制の履習課程として認定し「二重進学負担」(『職業訓練と定時制の連携』

36.12.21)の軽減をはかるという案をだしてきた。こういうかたちでの、高校と企業内職業訓練との連携は、すでに1956年、1957年の日経連「意見」書において主張され、これをうけて1959年9月の中産審の答申があったから、1961年10月には「学校教育法の一部改正」として法制化されるにいたった。企業の要求にしたがう「産学協同」の姿が、定時制高校の理念をくずすというかたちで、後期中等教育の一角にあらわれたのである。

「産学協同」が「産主学従」の追求であることは、この法律の実施にふれてつぎのような高校批判をすすめていることから、容易に推察できよう(『職業訓練と定時制の連携』。36.12.21) すなわち

- ① 「企業内技能教育の質的変化と充実ぶりはまことにめざましいものであるのに対し定時制高校は旧態然たるもので、両者の結合はかって産業界が期待したようなこととなり得ない」
- ② 「事業内の職業訓練はすでに職業訓練法に準拠した組織的な訓練体系を 備えつつあるとき、別の学校教育体系によって事業内訓練の特色を損うこ とがあれば、まさに二兎を追う愚に等しい」

このような「産主学従」の考えにもとづき、「二重負担軽減」「教育投資の効率性」の観点から、みずから要求してつくらせた法律さえまだ不充分だといって批判することを辞さない。法律では定時制高校の課程として認定される範囲を総単位数の3分の1である専門学科と実習のみと限定しているが、それだけにとどまらずに、「普通教科のうちでも、専門知識の基礎を養う数学、理科のほか工業英語、社会科、保健体育等の科目は事業内訓練の実習的内容により、できる限り認めてしかるべきである」(36.12.21付社説)と、認定範囲のいっそうの拡大を主張しているのである。これはいわば技術関係教科のみでなく思想形成関係の教科をも企業に委ねよという要求にほかならない。企業は、青少年従業員の定時制通学を彼らの「健全な進学意欲を満たし」「高校修了資格を与える道を開いておく」(36.12.21付社説)ためにのみ必要だ、と認めているにすぎ

ない。このような定時制高校の実際上の主人公は企業であるとする 考え か たは、のちにさらにすすんで、高校多様化の一環として企業内職業訓練所の高校 化要求としてあらわれてくるのである。

こうして、独占資本の要求を文部省がうけいれ、高校のありかたがかえられるという関係が如実に成立すると、もう一歩前にでて、日経連から「勤労青少年に対する教育として、定時制と企業内訓練の連携だけあげるのはいささかさびしい。」「後期中等教育の整備の方向もボッボッ打ち出してもよい時期ではあるまいか」(『人づくりの政策について』37.9.27)というような意見がだされ、後期中等教育の全般的な再検討にとりくむ姿勢をとりはじめたのであった。ここでもまた、高校教育のなかで一番弱い環である定時制高校の改編から手がつけられていることに注目したい。

このような定時制高校「改革」=動労青少年の教育を高校より企業の影響下に移しかえるという要求は,後期中等教育「改革」全般の基調を実際に提示したものにほかならないが,その「経済の論理」を「教育の論理」に転移させてうけとめる姿勢も,すでに文部省側において準備されていた。人的能力開発論の教育理論化のひとつの典型は教育投資論であるが,その観点から近代日本教育史を再整理したのが,62年にだされた教育白書「日本の成長と教育」であった。教育の経済奉仕性の重視という見解は,労働力配分政策を「能力と適性に応じて」と合理化して教育の場にもちこむ論理につらなっていった。高校の多様化=差別化の「理論」的うらづけはいちおう整備されたといえよう。60年の高校教育課程の改定(63年より実施)はその最初の具体化とみてよい。そこでは,定時制の生徒の半数以上が普通課程に通学している実態から「勤労青年の教育は勤労生活を基盤としこれを出発点とすべきだ……勤労生活と関係のある工業課程,商業課程の拡充をはかるべきだ」(『定時制高卒への門戸解放』38.4.18)と,定時制教育課程の再編成,実務学科の拡充を要求したのである。総合制をこわして普通高校と職業高校に二分化し,普通高校でも進学コースと就職

コースの分化を明示し、そうした制度上の多様化に応じて、教育内容の上でも、7科目にわたってA(甲)、B(乙)の2つの履習コースを設けたのであった。以上のような後期中等教育に焦点をあてて人的能力開発政策を実現していく方向が、本格的な計画論として独占資本の側でしばられていくのは、63年6月以降の日経連特別委員会における後期中等教育のあり方についての検討の開始からであろう。その結論は、65年2月、「後期中等教育に対する要望」として中教審および文部大臣に提出された。「社説」はその骨子を3点にわけて紹介し、実現をつよく要望している(『高校教育の再検討を望む』40.2.4)。すなわち、

- ① 高校教育は「画一的な教育におちいっている。……中略……コースの多様 化をはかり、多様な社会的要請および個人差に即した教育を行なうととも に、新たに英才教育の道を開く」べきである。
- ② 「教育の中心が上級進学指導にかたよりすぎている。……中略……基礎知識に対する教育は徹底されず、人間形成の面もなおざりにされている。この点については、中学校における進路指導を適切に行なうこととともに、大学入試の改善についても同時に検討し直す必要がある。」
- ③ 「技能教育の軽視」がめだっており、「技能の開発には適当 な 時期 が あり、おそくとも高等学校の段階で技能教育を開始しなければ、じゅうぶんの成果を収めることはできない」から改善せよ。

これを補う意味もこめて,同じ「社説」で,企業内教育訓練と高校の関連についても以下の点の提案をしめしている。①企業内訓練を技能学科中心の高等学校(技能高校)へ移行せよ。②企業内訓練施設での教育も高校単位として認定し,かつその範囲を拡大せよ。③一般教育と家庭教育を主とする企業内教育施設を別種の高等学校(家政高校)へ移行せよ。

つまり,経済(というより企業経営)と教育の結合を軸とし、労働力の三層 構成にみあった高校教育の多様化と、企業内職業訓練施設の高校化をおもな内 容にすることが、後期中等教育の整備拡充として主張されているのである。そ う主張する根底には、教育を「国家、社会の発展を考え、経済の成長を促達するための強力な要因」(『日本の成長と教育』まえがき)と考える教育観が横たわっていた。しかし、それだけでなく、ようやく労働力不足に 直面 した 企業が、青少年の能力を「企業」むきにかえてその最大限活用をはかることを、企業盛衰の課題として自覚し、そのような能力活用体制を教育をかえることによって実現していこうと決意したことのうちにもあった。

60年代後半には、①労働力の絶対的不足基調への移行—66年度の160万人をピークに新規学卒労働力の供給が次第に減少する。②進学率の上昇によって中卒労働力が急激に減少したため、技能労働者、現業者(ブルーカラー)の要員が減少し、高校卒の中からその要員をますます確保せざるを得なくなる、という見通しがついていた。ところが、「高校教育においては、技能なり技術を中心とする科目はほとんど見当らず」(『国際化時代の技術・技能教育』42.8.10)という経済と教育の隔離が顕著で、未熟練労働力として企業に入っていくものが増加しているという事情が支配的になっていたのである。

このようにブルーカラー層にたいする経済と教育の結合をすすめていく一方,他方において同じ論理から,ハイタレント(一企業幹部候補)の養成に注文をつけてきたことを見落してはなるまい。独占資本からの後期中等教育「改革の要求」は、この両面を同時になしとげることにあったからである。

「日経連タイムス」は、59年にはやくも「平等主義のアメリカでも英才教育が採用されており、アメリカにならったわが国として能力主義を取入れる必要のあることは当然である。」(『科学技術教育の振興に本腰を』34.9.24)とのべている。この「英才選抜」の声は年々つよまって、たとえば、それを反映した「中期経済計画」(65.1.22)では、「職業指導の強化」とならんで、「英才開発」「ハイタレント養成のための高等教育の充実強化」が強調され、とりわけ後期中等教育の重要な任務としてハイタレントの中期発見・開発が期待されている。高校に「英才」むけの「理数科コース」が特設されたのも(1969年4

月), それに手早くこたえるためであった。

(5) 資本主義的教育原理の定着

一能力主義管理論の登場一

人的能力開発政策をつらぬく内的な原理は能力主義の理論である。それは諸個人に固有な人間的価値をみとめ、そこに内在する諸力を個性的に開花させていく価値観を排して、資本の利潤追求の目的にかなうように諸個人を類別し、その方向に諸力を変型的にのばし、その観点から人間を評価する、いわば機能主義的な人間把握の方法にほかなるまい。資本の立場から労働能力を軸にして人間を格付けし序列化していく差別化の思想を根本にもつものである。

能力主義の理論は、結局資本主義的労働能力の形成何如を尺度にして諸個人を測るにいたるが、それが60年代の社会の支配的イデオロギーとなるについては、それまで2つの物質的条件がととのえられていたからであろう。ひとつは、敗戦によって天皇制、地主制、家族制度が社会制度としては弱まり、資本主義的社会意識が全国土に浸透していく条件ができたことである。もうひとつは、賃金を唯一の生活費用とする勤労者が労働人口の大多数をしめ、都市型の生活が支配的になったことである。つまり、資本主義社会としての内実がそなわってきたことによるのである。そのことはまた、資本主義的教育意識が普及し、能力主義の理論が教育の場も支配しうる土壌が準備されていることを意味している。

人的能力開発政策一能力主義理論が教育支配の構想として作用する場合,能力・適性に応じてという論理をささえに,学校制度の多様化というみちすじと,能力主義の教育指導の原理化というみちすじがある。とくに,労務管理としての能力主義の理論は,その能力理論を介して,教育指導の原理に転移しつつあるように思える。

1950年代にはじまった技術革新は、従来の技能を基礎とする熟練労働の陳腐

化をはやめ、技能と年功に依拠する管理方式をよわめると同時に、労働力の継続改良をもとめて、「画一的な労務管理から個人の能力を活かし、その質に応じた取扱をする」(『労務管理の新しい課題』35.1.14) 労務管理を要請するようになってきた。

このような事態は、独占資本をして「人間の要素」の重要性をふりかえらせる契機をもたらした。「いま一つ対人関係において重要なことは、従業員に対する教育投資である。人間への投資は設備機械の投資よりもより大きな利益を生みだすはず」(『長期計画と経営者の自覚』35.10.13)であると着目し、そうすることによって、労働力における技術的要素のみでなく、働く意欲をほりおこすという人間的要素にも目をむけてきたのである。すなわち、『人間育成は本年最大の急務』(37.1.25)において「人材とは人的資源をつづめた言葉のようであるが、労働力は原材料や機械のごとき他の生産要素と違って、積極的な意欲と主体性をもったものである。単に技能だけ向上させても、人間性の尊重をはからなければ意欲の向上しないことは経営者や管理者のつとに知ることである」という。

労働力における技術的要素と人間的要素をむすびつけて最大限の効率化をはかろうとする労働力管理の方式が「能力主義管理」にほかならないが、その着目が政策として実行に移されてくるのが、1960年代後半のことであった。それには、開放経済体制をむかえながらも国内の経済体質のぜい弱性がつよまっているという、独占資本の「危機意識」が媒介の役割をはたしていた。「日経連タイムス」はその理由としてつぎの3点をあげている。(『学歴偏重の打破について』41.7.21)①「企業が貿易と資本の自由化にともなって、封鎖経済から開放経済のなかに引き入れられ、内外の競争力を強化する必要に迫られた。」② 「経済の基調が需要超過から供給過剰ないしは供給先行に移るにつれて、市場を積極的に開拓する努力が必要となってきた。」③ 「労働力が過剰から不足に転移するにつれ手もとの労働力を活用し、さらに、その能力をのばして

いかなければならなくなった。」

このような「危機意識」が労働力の最大限活用→能力主義管理へむかわせたのであるが、それを集約的に反映した見解として『現段階における経営者の見解』(40.4.29)をあげることができる。ここでは、「未曾有の難局に直面しつつある」日本経済の危機のりきり策として、①企業の安定化の推進 ②産業人の能力活用開発と人間像の確立 ③社会保障制度の再検討 の3点をあげ、なかでも、「企業における人的能力の適正な配置によって最高度の能力の活用をはかるとともに、さらに職場の指導訓練と個人の自己開発を中心とする総合的な能力管理」というように、能力主義を明確な形で位置づけている。そのうえで、能力主義管理の名のもとに、実力主義の人事労務管理の推進を今後の方向として確認し、同年10月能力主義管理研究会を発足させたのである。

それでは、独占資本の期待する能力とは、どういったものであろうか。この頃の「日経連タイムス」社説を通覧すると、なによりも働く意欲をみちびく要因として「資質」をとりだして、これを重視していることが目につく。たとえば、「自己目的をもった積極的な意欲と主体性……」(『人間育成は本年最大の急務』37.1.25)「創造能力」(『人づくりの政策について』37.9.27、『高校教育の再検討を望む』40.2.4)「協調性・責任感と積極性」(『新入社員を迎えるに当って』38.3.21)「創造的な知性と感謝の心」(『「期待される人間像」を読んで』40.1.21)「仕事にうちこむ心」(『新入教育はどう始める』40.3.25)「自分でものを考え判断する能力」(『学校教育の改革を』40.9.30)「正しい判断力と機動性」(『学歴偏重の打破について』41.7.21)というような、いわば主体的な創造性を期待する能力を主位におしているのである。この資質が大学終了者のもつべき「技術」、高校・中学終了者のもつべき「技能」という「知識」的能力を包括する能力として位置づけられている。さらに、67年からは、「諸外国にまけない体力づくり……中略……体力増強は企業の繁栄はもとより、それのみならず、国家民族の消長にもかかわる問題であることをかみしめたい」

(『産業人の体力を増強しよう』42.9.28) として、体力を能力として加えている。この段階では、能力の構成要素として資質・知識・体力を考えていた、とみてよいであろう。

68年10月の能力主義管理研究会の報告『能力主義管理』は、人的能力開発政策の現段階における理論的到達点を示すものと考えられるが、これによると、能力とは「企業における構成員として、企業目的達成のために貢献する職務遂行能力であり、業績として顕現される個別的なものであるが、それは一般には体力・適性・知識・経験・性格・意欲の要素から成り立つ」と定義されており、それぞれについて企業の立場からつぎのような規定がくだされている。

- ① 適性および性格(人間としての特徴的タイプ)一内向性・外向性・あるいは分裂症・循環性・粘着性などで、いわゆる気質またはパーソナリティといわれるもの。
- ② 一般的能力(基礎能力)一理解力・判断力・記憶力・分析力あるいは計数的能力などで、いわゆる天賦の才能というものの主要部分となっているもの。
- ③ 特殊能力(業務能力) ――般的能力をもとにして,経験・学習によって身についた専門的知識・技能。
- ④ 意欲 (態度) —基礎能力や業務能力が仕事の成果となって顕在 化 する には、本人の性格特性と密着した実行力・責任感・バイタリティなどと、彼の行動力が必要である。
- ⑤ 身体的特質(肉体的能力)一走行能力・昇柱能力等いわゆる筋力や運動神経といわれる器用さなど。

このような能力観が教育の場に移されてくると、どのような問題がでてくるのであろうか。第一に注目すべきことは、評価すべき能力5つのうち、特殊能力を除いた4つは、先天的なものとして位置づけられていることから、後天的にはほとんど変ええない素質や天賦の才を発見する技術の開発が要請され、適

性テスト・心理テストが導入され、その測定予測・選別が強化されるとともに、能力・適性の程度に応じるという理由で複線型の教育制度が正当化されてくるのである。

第二に、学校教育はこのような能力を基礎的に開発・準備する場所として位置づけられて、中教審中間報告「初等・中等教育の改革に関する基本構想」 (45.11.5) にみられるように、国語教育、数学教育の重視、さらには「知性・情操・意志および身体の総合的な教育訓練」といったかたちで、教育内容と生活指導の面で具体化されてきていることである。

(6) 「生きがい」論の唱導

一「期待される人間像」から「産業人像」へ一

「企業家」が日本の青少年・国民のもつべき理想やすすむべき方向についても指示し、国民道徳の「主人公」たらんとのぞみだしたのは、やはり60年代にはいってからのことであった。それは、人的能力開発政策と併行しながら、むしろそれによって生じる矛盾を「理想」をかかげ、「生きがい」をしめすことをとおして切りぬけていこうとする役目をになうものであった。青少年対策の自覚から「期待される人間像」の要望にむかい、さらにその抽象性の限界を「生きがい」論で充たそうとするみちすじをたどっていくのである。

「期待される人間像」(65.1) を序論とする「後期中等教育に関する最終答申」(66.10) は、人的能力開発政策の具体化として提出されたものであったが、その方針を支持しながらも、「日経連タイムス」は人間形成の面を軽視するなと忠告することを忘れていない。すなわち、「高等学校そのものも職業教育の拡充を中心として『多様化』する傾向にあることは、時代の必然性を反映したものといえよう。ただその場合、技術革新に対応して能力開発をはかるという社会的要請と『人間形成』を重視するといった側面との調和が今後の重要な課題」である、と(『中教審答申と産業界の態度』41.11.10)。「人間形成」

にうらづけられない「多様化」と「能力開発」は一面的である, というわけである。

それでは、日**経連**の重んずる「人間形成」の中味とは何であるのだろうか。 さかのぼるしかたでみていこう。

65年1月の「期待される人間像」の中間草案は、占領教育の是正を念頭におきつつ、「後期中等教育の理念を明らかにするため、今後の国家社会において期待される人間像はいかなるものかについて検討し」、日本国民の「理想」像を提起したものであった。それは、日経連がすでに「15~17才の若年労働層の共通の目標となる人間像の樹立」(一面記事『わたしのえがく人間像』38.10.3)を要求していて、これにこたえる目的をもっていたから、ただちにその同意をえた。社説は、この草案には「今までわれわれがバラバラな形で青少年によせていた期待がここに総合的な形で現わされている」といい、「一個の個人としてまた国民として、よるべき人間価値の内容が盛られたことは、無道徳時代としては数段の前進がある」と讃め、「青少年憲章に育てよう」とこんごの方向をしめしている(『「期待される人間像」を読んで』40.1.21)。

「期待される人間像」は、日経連のとなえる青少年対策の方向を理念化したものとして評価されたが、そのなかでも「愛国心」の大胆な提起が日経連の共感をよんだといえよう。同じ社説で、「教育基本法制定当時とは内外の情勢も変っているし、教育基本法は日本の伝統・使命に全く触れていない欠点がある」、それをただしたところに草案の意義がある、とのべているのである。この「日本の伝統・使命」に青少年をふれさせることの必要性は、62年の文部省「人づくりの文教政策要綱案」にふれての社説でも、つとに強調された点であった。そこでは、「文部当局の要綱案の基調は民族愛と祖国愛にもとづく、徳育の側面におかれている。これは人づくり政策からして当然のことであって、人的能力部会の研究案(注一『今後の技術革新などに対応する人的能力政策の基本方向』についての中間報告)をまさに補っているといえる。」(『人づくり

政策について』37.9.27)とのべていた。

このような「愛国心」論の出発点には「国旗掲揚運動」の提唱が位置づき、「天皇への敬愛」が中心部をしめていた。これは第3節でみたところである。こうしてみると、日経連のいう「人間形成」の内実は「天皇への敬愛」とむすびついた「愛国心」の育成にほかならない、といえるであろう。「生きがい」のささえはそこにもとめられる。「能力開発」はこのような「愛国心」にうらうちされ、指導されてこそ、十全なものになる、と想定されたのである。この背景には、開放経済下に独占資本が国際経済競争にのりださざるをえなくなり、そのためにはつよい国家意識を労働者にもたせて、企業繁栄―国益のシェマのとりこにさせ、企業にナショナリズムの筋金をとおさなければならないという客観的な要請があったことを、見落してはならないであろう。独占資本は「期待される人間像」の効果に期待することがおおきかったのである。

こうした人間形成の軸に「愛国心」を、という思想的要求は、「天皇の敬愛」や「日本の伝統」といった支配者の歴史に青少年がつつまれることをもとめると同時に、そこからの延長として、社会主義国家からの危機感をあおって反共の国防意識で武装されることをもとめるものであった。いうところの「愛国心」の育成は、過去と現在の統一、支配者=独占資本の観点からの統一なしには、達成できないからである。したがって、「国防教育」論もおおいに強調する。

たとえば、灘尾文相は、67年の暮に「国防教育」を強調して、「これまでの教育では、国の安全保障や国防意識の問題を教えることがタブー視されてきたが、こうした傾向はもう卒業すべきだ。これまでタブーにしてきたのがおかしいので、学校教育でも教えるべきだ」とのべているが(67.12.28)、これについて日経連はつぎのように同意・促進の発言をしている。「およそ兵は量よりも質を尊ぶ。「日蔭者」的存在に質は期待し難い。この質のためにはまず、自衛隊にたいし当然にして正当な地位を与えなければならない。さらに質のための

決定打は国民の正当な防衛意識の徹底であり、そのために灘尾発言は十分に尊重されなければならない」(『防衛意識の高揚をはかれ』43.1.11)

しかしながら、このような「人間形成」=「愛国心」形成の論は、「国益」 擁護の名目で独占資本の利益を擁護していく偽装の観念操作としては、多少役にたっても、抽象的すぎて、とうてい青少年の日常的な「生きがい」をうみだす力をもちえなかった。上から教育目標化しておしつける政策のかたちにはなっても、青少年の生活ににじみこみ、その思想をつくる作用までにはいたらなかった。ことに勤労青少年においてはそうであった。職場の生活は、「じぶんの生活」とはみなされていないのである。そこで、「期待される人間像」を職場レベルにまでおろして「期待される産業人像」に具体化して、企業主義的な一体感を醸成し、ここを日常的な「生きがい」実感の場にすることが必要とされてきた。それは「愛国心」形成という大集団への一体感の形成の前段階にもあたるであろう。

「期待される人間像」が中間草案から本答申に確定した66年には、これに触発されてみずからの「産業人像」をつくる方向がめざされている。「日経連タイムス」によれば、「産業界が現に切実に必要としていることの一部が、それもきわめて一般的な形で述べられているにすぎないことがわかる……中略……すでに本年4月の日経連定時総会において『経営者の指導理念を確立してその社会的責任を果すよう努めるとともに、個々の労働組合に対して経営者と同じ基盤と目的に立つ産業人の立場において協力を求める』との『見解』が採択されていることを思えば、『人間像』の内容をさらに『産業人像』にまで昇華させて行くことが当面、産業界に与えられた課題であるといえよう」(『「人間像」の定着と発展を望む』41.9.29)ということである。

このような「期待される産業人像」の核心が階級協調,労使融和の思想の形成におかれていることはいうまでもない。それを「しごとを生きがいとして」集団的・自発的に達成していこうと,あらためて労働者によびかけはじめたの

であった。そのための第一歩として、経営者の「人間観そのものの是正」がうたわれ、「人間の生きがいのために仕事があると考え、人間を信頼する、各人の集団に対する本能的な忠誠心を信じ、その発露を妨げるものを除くための努力、人間と集団の弱点と未熟さを当然のこととして認め、将来の成長の高さを期待する」という3点を現実に行なうべきだと主張している(『新人社員をどう受入れるか』42.3.2)。

こうした「しごと生きがい」論は、より整理されて、個人の役割を評価しながらチームワークの和を尊重する小集団主義を基盤とした「運命共同体の理念に立つ日本的経営」(『役割増す社内報と経営者』43.11.14)の組織論にたっする。もともと、このような「しごと生きがい」論は、労働力不足基調への移行期にあたって、「従業員の勤労意欲の刺激」、職業意識の欠除を補うための「モラル高揚」をねらいとする定着対策としてだされてきていた。当然、その本質は、一定の企業内職場集団における「自己実現」というかたちで、各人の職業意識をたかめるとともに、小集団の人間関係の中で欲求不満や疎外感をできるだけ早く発見して、その解消をはかるという構造にあった。「人はなぜ働くか」(「生きがいの組織論」3頁)という根源的な問から出発した「生きがい」論も企業にとっては人間をもっと有効に働かせるための一手段にすぎなかった、といえよう。

(7) 「大学改革」への着手

68・69年は大学を中心にして教育の矛盾が爆発した時期であった。

戦後の大学は、戦前にくらべてはるかに大衆化したとはいえ、依然特権的な性格を維持しつづけていたことには変りがなかった。その特権的な性格は、大学が全体としてはつねに支配者のものであったことに由来していた。国民の自治に基礎づけられていない「大学の自治」は、むしろ大学の特権的性格をおおいかくす役割をはたすことになる。そうして、「特権的な大学」の自治は、学内

において管理的性質を温存しつづけ、学生は学園の主人公ではなくて被管理者の位置にとどまる。当然、こうした大学の内部では、産学協同、軍学協同が実質的に進行していた。このような大学の社会的な性格と内容が社会の資本主義的なありかたと本質的にむすびついていることは明らかなことであった。

学生の大学闘争は、大学の中立的・自治的な仮面をはがしてその実体を明らかにし、それをとおして教師と大学を告発し、実体をあらため、人民主権の原理にもとづく大学の組織につくりかえるためのものであった。それが資本主義社会批判の見地にたつことも、また必然であった。これにたいして、独占資本・政府も大学問題に教育関心を集中させてとりくみ、産学協同の進行という実体にあわせて大学を組織がえすることをもとめ、そのためにもそれらの介入をはばみうる「大学の自治」の弱化をはかり、学生運動の抑圧をすすめた。いわば、大学を国民の手にとりもどすか、独占資本・政府の手もとによりつよくおくか、ということが中心の争点になったのである。それだけでなく、じつは、この争点は、全教育制度の改編をくいとめるか達成するかという意味もふくんでいた。教委任命制、勤評、学テ、教科書改定をとおして義務教育の実権を掌握した政府は、後期中等教育の多様化をすすめ、あとは大学の改編をのこすばかりになっていた。大学闘争を機会にこれに手をつけようとしたのであった。

このような状況のなかで、独占資本を代表して経団連、ことに日経連は集中的にみずからの教育見解を発表して、政府と世論の指導につとめた。それはこれまでに公にしてきた教育見解のくりかえしであり、総まとめにすぎなかったともいえるが、独占資本にとっての大学の危機がこれほど深まった時はないだけに、本意がむきだしになっていた。

学生運動は夏休みに沈潜するという「常識」をやぶって、休みあけの68年秋には、東大と日大の闘争を軸に全国化していった。それは問題の深刻な性質に照応するものであったが、この段階での独占資本の観点は、そういう見通しをもつことよりも、当面の雇用計画にひびのはいることをおそれ、その対策を心

配するという、企業利益に執着するみかたがつよかった。「単に大学問題に止まらず、企業の採用計画にひびが入ることであり、また人材確保の点からも憂うべきことである」から、大学当局にたいして、「大量の卒業不能者を出すおそれについて、たとえ即効薬であろうとも、当局の収拾策を緊急に確立してほしい」(『学生の"大量留年"を憂慮する』43.10.24)と要望していたのである。

しかし、このような労働力対策的な 観点 は、大学闘争の長期化、占拠の拡大、思想・文化闘争の濃化などによって「体制的危機」の傾向が看取されるようになって、より「高次」なものにかわらざるをえなくなった。「大学問題の本質はまさしく高度な政治問題・治安問題であり、政府・政党が総力をあげて解決をはからなければならない緊急課題である」(『東大紛争の本質について』44.1.16)と認識するようになったのである。ここから、「現在、わが国の数多くの大学で頻発している『大学紛争』は1970年の安保改定問題とも密接な関連をもった反体制運動としての性格を色濃くもっており、したがって、政治運動としての大学紛争は、今後さらにエスカレートしていく可能性が強い」ので、「国家百年の教育政策確立のため、目前の現象にとらわれることなく、広い視野と長期的展望にたって、問題の抜本的解決に当」るべきだ、という(『大学問題処理の基本姿勢』44.2.27)。つまり、体制の存立とかかわらせた教育政策の樹立を問題にするにいたったのである。

「日経連タイムス」は、「大学紛争」の根源を戦後の社会と教育における「精神面の軽視」―「人間形成」論の欠如にもとめている。それに気づいて企業側では独自に「人間教育」をすすめてきているが、社会と教育の現場はそうなっていない。したがって、こんごの教育改革の重点はそこにおかれるべきだ、という論理を展開する。

社説は、まず、「今日の大学紛争の背景として考えられる根本問題が、戦後の急激な物質文明の発展と反批例する精神面の欠如に根ざしている」(『大学問

題解決に勇断を』44.5.15)ことを指摘して、学生もまた被害者であると同情しながら、「昭和元禄といわれる社会的・経済的風潮に対する反発・入試やマス教育の大学制度がもたらす疎外感に育まれていることは否定できない」(『8月15日を迎えて』43.8.15)とのべて、とりわけ戦後教育のありかたに責任を転嫁することにつとめている。

「物質面の拡大発展に比し精神面の育成が遅れた」(『新情勢に対する経営者の決意』44.4.24)結果,「①自己中心に動き,②権利の主張に強く責任感に乏しく,③判断力,思考力に偽りと弱さをもち,④思索的・論理的であるより,行動的,実感的である」(43.8.15付社説)ことを特質とする青少年がつくられるにいたった。そして,このような青少年の「精神的貧困が人間性の回復の名の下に,現体制への反対運動と結びつく傾向にあることに注目すべきである」(44.5.15付社説)という。

「大学紛争」の根源をこのような「精神的貧困」にもとめることは、憲法・教育基本法を原理とする教育体制を否定することを意味する。その否定は、企業の原理と教育の原理がことなるときには、企業の原理を優先させ、教育の原理はこれにあうようにかわるべきだ、という資本主義の思想にもとづいている。学校がそれをしていないから、企業じしんが教育者の役割をはたさなければならないのが現状だ、と嘆きながら、別の社説はこう主張している。「企業においては数年来職場における人間教育の重要性が指摘され、われわれは懸命に人間形成の面に努力して来たことは事実であり、その実績は評価されてよい。しかし、やがて職場の一員として受け入れるべき学校教育が現状のごとくでは、いかにわれわれが企業内において努力しても十分な成果は期待できない。何よりも政府・学校当局に抜本的対策等の推進を望まざるをえない」(44. 4. 24付社説)。企業(独占資本)が教育の主人公として公然とのりだすことの宣言にほかなるまい。

このような企業の論理で「精神面」の充実をはかるという基本的観点にたっ

て, 日経連は大学闘争を批判し, そうすることをとおして「大学改革」の方向 を明らかにしていった。第一に、学生にたいしては「学生の本分」にもどるよ うに強要している。「一部過激分子」にたいして、「学習と思考に励み、学生本 来の態度に帰れないものか」(43.8.15付社説) と説き,他方「ノンポリ」学生 には、「自らの学園の荒廃を傍観する態度」をすて、「暴力学生に対抗し得」る だけの見識をもつように叱責したのである(『留年学生に 対 すべき態度』43. 12.12)。つぎに、教授にたいしては、「無責任な有言(?) 不実行」(『学生運 動と教師の責任』43.4.11)を指摘し、その教育的責任を追求している。その 責任を学生にとるのではなく、独占資本にとることをもとめたのである。第三 に、大学当局にむけては、「旧態依然たる」大学の体質を改めて「変貌する産業 社会に適応する柔軟な姿勢」をもち(『大学問題処理の基本姿勢』44.2.27),「誤 った自治概念にとらわれることなく」(『学生問題と法秩序の維持』43.9.12), 「合法的に成立した法律を順守」し、「一部学生に対する毅然たる姿勢をとる」 ことをのぞんだ(『大学法と国大学長の姿勢』44.8.28)。 つまり、 産業社会に ひらかれた「改革」をもとめている。このような大学関係者にたいしての批判 のみならず、社会にたいしても、「一部過激分子の法を法とも 思わない 目にあ まる行動に対して社会がきびしく指弾していく必要がある」(43.9.12付社説) といって、独占資本に味方して大学批判に加担するようによびかけたのであ る。

同時に、このような学生・大学批判を政府のしごととして大学法として法制化することをせまったのであった。政府は「大学問題をタブー視する傾向」からはなれて(44.1.16付社説)、「新しい時代の要請にこたえ得るような大学教育の確立」(44.1.23付社説)につとめるべきだとし、そのために「大学運営臨時措置法案」成立を積極的に要求したのである。さしあたりこの法案によって学生運動を取締り、そうすることによって「大学改革」をつぎに達成していこう、ということであった。

独占資本が「早期成立を望」んでいた「大学運営臨時措置法案」は、8月3日、参議院で強行採決された。法案については、内容だけでなく一党強行的な審議のしかたについても批判が集中したが、日経連はこれに対して、どのような手段をとろうとも、いったん議決されれば法は法であるという態度をしめしている。「なるほど大学法案の国会審議はかならずしも十分ではなく、その採決にも適切さを欠いていたことはたしかであろう」が、しかし、「審議過程で不十分さがあったとはいえ、法律そのものは合法的に成立したことは間違いない……中略……大学当局が合法的に成立した法律を順守するという心構えをもち、一部学生に対する毅然たる姿勢」を取ることを要請する(44.8.28付社説)と。

をの独占資本の「期待する大学像」は、ひとくちにいって、産学協同を中心軸にした大学であった。大学は、変貌する産業社会に適応する柔軟な姿勢を失っている」のであるから(44.2.27付社説)、それを以下の方向にあらためるべきだ、という。すなわち、「大学の学問や研究は、それが産業界の発展に役立ち、国民の福祉増進に貢献してこそ意味がある……中略……今日の大学が新しい時代に即応し得ない存在といわれるのも、いわば学園自治の名のもとに血縁を固執しすぎた結果だと言えよう。その意味でも新しい大学のあり方は、むしろ産学協同の方向を積極的に推進するものでなければいけないと思う」(44.1.23付社説)とのべているのである。そのためにも、学内においては、「教師の育成選考や登用、新陳代謝に思い切った能力第一の公正な競争を導入すること」(43.4.11付社説)とか、「社会秩序確立への努力」(43.12.19付社説)とか、「管理機構の強化」(44.2.27付社説)とかいうような管理的秩序の確立が不可欠である、としたのであった。ここには独占資本のしもべとしての大学があからさまに構想されている。大学制度にかんする中教審答申がこの延長線上にあることも、疑いをいれない。

おわりに

一70年代の教育課題一

「日経連タイムス」が教育問題に 精力的に発言をしたのは、これまでみてきたように、60年代においてであった。69年12月、そのさまざまな発言をつらぬく、60年代教育の基本的な問題性を総括しながら、70年代の課題を提起している(『 $^{5}60$ 年代。の残した問題』(44.12.18)

すなわち、「最大の問題は経済の成長に伴って限りなく拡大されている国民的な物・心両面のアンバランスであり、……中略……60年代を反省すべきものははなはだ多いが、この物・心両面のアンバランスこそその焦点であり、そして70年代の最大課題はここに集約されるであろう。このアンバランスは、無条件降伏という民族史上空前の衝撃によって国民が愛国心を空しと感じ、政治をはじめ過去の一切の権威・権力そして道義・礼節等々を拒絶することによって魂の空洞化を招いたことに始まる」といい、その克服策として「政治に対する国民の信頼の獲得」「教育」「父兄の子弟に対する真の愛情と責任にめざめた家庭のしつけ」をあげ、すすんで「このアンバランスにおいて、企業もまたその責任圏外にはありえないことを銘記したい」旨しるしている。

「精神的貧困」,「人間形成の欠徐」,「物心両面のアンバランス」ということばはこれまでもたびたび使われてきたが,そのような表現の意図するものは,独占資本の期待する人間の形成に戦後教育がこたえていないという批判にほかならなかった。社説は,そのことを60年代教育の基本的な「欠陥」としてあらためて指摘し,その克服(一物心両面の調和)を70年代教育の中心課題にすえたのである。「教育改革」のもつべき基本思想の提示であった。

このような「人づくり」の考えかたは、70年代にはいって、くりかえしのべられるようになった。社説はいう。「60年代は高度成長を通じ物質的には豊か

になったが、しかし反面、道義礼節の低下、学生の暴走等に見られる如く物心両面のアンバランスが目立って来た。これは経済成長が余りに急にして精神面の対策が立遅れたこと、積年の学校教育の欠陥等々によるが、70年代になんとしてもこの物心両面の均衡をはかることが急務である。これがなければ正に日本は「繁栄亡国」となろう。学校・家庭・職場のあらゆる面に人間形成のビジョンを樹立し、急激に移り変る社会の変化に即応できる教育体制が必要である。70年代はこの「人造り」が最も緊急な課題なのである」(『70年代と経営者の課題』45.4.23)と。

こうした「人間形成」の指導の責任は経営者がもたねばならない、と宣言する。同じ社説で、日本社会にたいする「経営者の責任はますます加重される。 70年代はある意味で経営者の指導力の時代でもあろう」から、その「社会的責任を果さねばならない」。社会や教育の「改革」の、「第一線に立つものはわれわれ経営者である」としているのである。

「経営者」の指導による「人づくり」ということが、独占資本にとっての70年代「教育改革」の路線である。その「人づくり」の方向については、これまでの主張からすでに推測がつくところである。いま一例をあげれば、労働者としての階級的自覚をなくして労使協調の思想を体得させる、という方向が提示されているのである。「70年代の労使問題、労使関係は大きく変貌」するから、「新しい労働観」、すなわち「従来の労働を苦痛とする労働観より労働を喜びとする考え方」と「労働が企業を通じ社会に貢献しているという認識」が必要とされるのであり、したがって、労使が「連帯意識を強め」ることも強調されているのである(45.4.23付社説)。このような階級協調の考えを、教育内容に生かすことが当然の要求としてひきつづく。

新しい「産業社会」に適応した「人間形成」ということに集約された独占資本の教育要求は、5月28日の中教審答申「初等・中等教育の改革に関する基本構想試案」に収斂されている。その内容を支持しながら、「わが国の学校教育

は過去においては社会国家の要請にかなりの程度即応しえたといえるが、今後における情報化社会・脱工業化社会の発展に伴う産業社会の変化に遅れをきたさないことがとくに望まれるわけであり、このような社会のもとでの新しい『人間形成』の課題を解決する必要性に迫られている。『中教審構想』はこうした社会の発展と変化の方向にそって具体化されるべき使命を担っていると考えられる」(『中教審構想の具体化を望む』45.6.4)と語っている。